

福岡市障がい者等地域生活支援協議会 こども部会企画（案）

提案者：障がい者在宅支援課

1 設置目的

- ①「福岡市障がい者等地域生活支援協議会」において、地域課題のひとつとして、障がい児に重点をおいた協議、連携の場が欲しいとの意見が出されている。
- ②福岡県小児等在宅医療推進事業における取組の中においても、医療、福祉、教育のさらなる連携のため、こども部会への参加要請があっている。
- ③平成 28 年 6 月 3 日に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が公布された。

これにより、児童福祉法の一部が改正され、障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応のため、「医療的ケアを要する障害児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとする」ことが定められた。

については、医療的ケアを要する障がい児への適切な支援をはじめ、障がい児にかかる保健、医療、福祉、教育等の行政機関や事業所等の継続的な意見交換や情報共有を図る場として、「福岡市障がい者等地域生活支援協議会こども部会（以下、「本部会」という。）」を設置する。

2 協議内容

本部会は、設置目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 障がい児に対する適切な支援に向けた関係機関との情報交換など連携の緊密化に関する事項
- (2) レスパイト施策をはじめとする障がい児福祉施策の課題に関する事項
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、設置目的を達成するために必要な事項

3 本部会の委員選出機関

- 中核病院
九州大学病院，福岡大学病院，福岡市立こども病院
- 福岡地区小児科医会
(未定：推薦依頼中)
- 医療型短期入所等
国立病院機構福岡病院，地域生活ケアセンター小さなたね
- 訪問看護等
訪問看護ステーションかけはし，アムナス博多訪問看護ステーション
- 障がい児相談支援等
認定 NPO 法人ニコちゃんの会，福岡市立心身障がい福祉センター，
福岡市立東部療育センター，福岡市立西部療育センター，
福岡市東区知的障がい者相談支援センター
- 特別支援学校
福岡市立南福岡特別支援学校

4 事務局：福岡市保健福祉局障がい者在宅支援課